

最高裁・二大生活保護裁
判勝利をめざす

全国生活保護裁判連絡会 第8回総会・交流会の御案内

生保裁判連
二大生活保護

北陸路・金沢で語ろう、社会保障と生活保護
～自分らしく、人間らしく生きるために～

〈とき〉2002年9月1日(日) AM9:30 開場 10:00 開会～PM4:00 閉会
〈会場〉石川県文教会館(金沢市尾山町10-5)
〈参加費〉500円〈資料代〉1000円)

〈申し込み方法〉

○下記事務局へ電話・FAX・メールなどにて申込み下さい(当日参加も可)。前泊(8月31日)が必要な方は、その旨明記の上、8月26日(月)まで申し込んでください。ホリデイ・イン金沢(1泊朝食付き6500円)を確保しております。また、当日の昼食(お茶付き800円)が必要な方もその旨明記の上申込み下さい。

〈事務局・連絡先〉●竹下法律事務所 〒604-9085 京都市中京区御幸町通夷川上る松本町568
京歯協ビル3階 電話075-241-2244 Fax075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp

第十八号 二〇〇二年七月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(075-241-1244)

〈呼びかけ〉今年の生活保護裁判連の総会・交流会は、高(たか)自立保障裁判が起こされた北陸・金沢で開催します。生活保護裁判は、現在、中島学資保険裁判、高(たか)自立保障裁判の2つの裁判が最高裁に係属しています。なかでも中島裁判はいつ判決が出てもおかしくない情勢です。また、児童扶養手当認知支給停止事件(京都、奈良、広島)では最高裁で勝訴し、野宿者の在宅保護を求めて争っていた大阪・佐藤裁判では画期的な原告勝訴の一審判決が出され、新たな前進が始まっています。国においては、生活保護改革が進められる一方で、今年の実施要領(現場の運用マニュアル)改正では、稼働可能な利用者に対する毎月の収入申告書提出を求めたり、求職活動状況報告書の毎月提出など、働けると判断された人についての指導が今以上に強化されようとしています。生活保護裁判連は、1995年の結成以来、権利としての生活保護を求め、今回で8回目の総会・交流会となります。生活保護裁判にとっては、まさに正念場です。北陸路金沢で、おおいに語り合しましょう。

〈プログラム〉

○記念講演 奥村回弁護士(高訴訟弁護団)原告・高さんのビデオ及び劇の上演

○特別報告 大阪・佐藤訴訟一審勝訴報告 児童扶養手当裁判最高裁勝訴報告

○分科会

(1)生活保護争訟の現状と課題○中島・高訴訟を最高裁でどうたたかうか○住む権利と生活保護(札幌生保裁判)○メール相談にみる生活保護制度・運用の問題点

(2)ホームレスをめぐる争訟と新法案について○佐藤訴訟○浜松事件○新法案の問題点と活用法○金沢でのホームレスの状況

(3)医療、介護、障害者と生活保護○医療制度改悪と生活保護○介護扶助と特別基準○障害者の自立と生活保護(大阪生活保護申請権裁判)

今年夏の夏は金沢へ!
高生活保護裁判を支援する会事務局 伍賀道子
全国生活保護裁判連絡会第8回総会が、来る9月1日に金沢で行われることになりました。現在、金沢で起こされた高(たか)自立保障裁判は、最高裁に係属しています。そして、一日でも早い勝訴判決を願って、昨年1月によく「高生活保護裁判を支援する会」が結成されました。現在、支援する会では、最高裁への署名活動や、他団体とのシンポジウムを企画したりと、地道に独自の活動を行っています。
今年の総会では、高真司さんの脚本による芝居や、高さんの一日の生活をつづったビデオ上映など、地元金沢からの記念企画も用意しています。また、分科会では、全国での生活保護訴訟、ホームレス訴訟、医療・介護・福祉をめぐる権利の問題について、取り上げる予定にしています。現在、国において生活保護改革が進められている中で、今後権利としての生活保護をいかに守っていくべきか、総会の中で多くの参加者と熱い思いを語り合えることを楽しみにしています。
今年の金沢は、大河ドラマ「利家とまつ」効果で大変盛り上がりつつあります。ぜひこの機会に、古都金沢に足を運んでみてはいかがでしょうか。みなさんとお会いできることを、心より楽しみにしています。



多争訟の到達

社会保障裁判連第二回シンポジウムに参加して

弁護士 新井章

社会保障裁判支援連絡会が発足してまださほど経ってはいないと思うが、早くも二回目のシンポジウムを開けるといふのは大したことであり、幹事や事務局の方たちの熱意の表われと敬意を感じて、会場に足を運んだ。参加者は七、八〇名位か、ともかく会場はほぼ埋めつくされていて、各地・各分野での活動家の方達が数多く参加していることを実感した。

一 今回のシンポジウムは二部構成で、前半は、全国各地で現に闘っている社会保障裁判闘争の当事者たちからの報告とアピールが六、七件、続けられた。生活保護で学資保険の満期返戻金を収入認定され、保護費を削減された措置の非人間性に憤って取消訴訟を提起し、福岡高裁で見事な逆転勝利を収めた中嶋訴訟の弁護団の報告や、同じく母親の肝いりでようやく受給できるようになった県条例による障害者扶養共済年金（月額二万円）を収入認定され、その分保護費を削られることになった金沢の高訴訟の報告をはじめとして、どの報告も、それぞれ今日のわが国の貧しい社会保障政策の実状と、それを現場で推進する当事者の非人間的で無責任な姿勢を暴き出し、厳し

く糾弾するものとなっており、憤りと共感なしには聞くことのできぬものばかりであった。

このように全国の各地で当局の不当な扱いに苦しみ、しかも、めげずに闘い続けている人達が、一堂に会してそれぞれの経験を報告し、エールを交換して励まし合うという場は、長い間、私たち社会保障裁判に従事する関係者らの「夢」であったが、この度びの支援連絡会の発足（やその基盤となった全国生活保護裁判連絡会の活動）によって、ようやくその夢がかなえられるようになったことはこの上ない喜びであり、わが国での社会保障（裁判）運動の歩みの中でも画期的な意義をもつといつてよいだろう。今後はさらに協同と準備を重ねて、より幅広い経験交流と励まし合いが実現できるように、さらにいえば、経験交流をふまえた討議と闘う意思統一の方針の策定ができるまでにと願わずにはいられないが、それには時間をかけてじっくりと取り組んでいくほかはあまるまいと思われる。

二 この日の後半は、「第2回国連高齢化世界会議・NGOフォーラム」について、これに参加された井上英夫金沢大教授の報告と上坪陽氏の補足報告、それに「裁判がつくる日本の福祉」というテーマでの竹下義樹弁護士の講演が行われた。前者については、高齢者の生活と人権を保障することの切実な必要性が今や国際社会における共通課題となり、国連から各国政府に対して具体的な「行動計画」が示されるまでに至っていること、それに先立ってこの問題についてのNGOのフォーラムが開かれ、最近におけるNGOの活発な活動ぶりを内外に示したことが、印象づけられた。惜しむらくは、ヴィデオ（？）の活用がうまく行かなかつた。また、後者については、テーマとされた「裁判がつくる日本の福祉」という表現には感心しなかつたが（日本の福祉を実現するのは「国民の不断の努力」であって、裁判闘争は脇役）、講師はそのことも

踏まえて適切に、福祉実現の国民運動と裁判闘争との結びつきに触れておられたので、ホッとしました。

たが、鈴木氏は私はみなさんのお話を伺い、お伝えするだけということで、裁判の審議状況などまったく知らせられませんでした。

支援する会としては別紙の要請書を提出、一日も早く福岡高裁の判決を確定することを要請しました。

最高裁の状況はまるで闇の中を手探りで歩いているようなもので、最高裁判所の審議状況を国民に見えるようにしてほしいものです。

その後裁判所に問い合わせたところ、七月二〇日より八月いっぱい夏休みというところで、判決は九月以降となりそうです。



中嶋学資保険訴訟の早期勝利確定を

学資保険裁判を支援する会 事務局 杉本美江

学資保険裁判を支援する会の最近のとりくみとしては、六月二二日に署名の提出、七月五日に裁判官への要請をおこないました。

署名の提出では、個人署名一八八七六名、団体署名は七七団体、特別要請署名は一七名となつています。〇二年に入ってから福祉事務所に働いている人、または働いていた人、生活保護世帯の子どもたちに関わっていた人、民生委員、児童委員などの方々に、それぞれの立場から、高校進学的重要性について、進学にあたっての問題について一言意見を述べていただくという「特別要請署名」に取り組んでいます。まだ、数は少ないのですが、生活保護世帯での高校進学的重要性、必要性について声が出されてきています。

七月五日の要請行動では、鈴木木 訟廷主席書記官補佐が対応しまし

最高裁判所第二小法廷御中 要請書

「生活保護世帯に学資保険の保有を認められた福岡高裁判決の確定を一日も早く実現してください」ご存知のように「学資保険裁判」も最高裁に上告されて、早くも三年六ヶ月の年月がたちました。中嶋さん夫妻が生活保護を受けながら、子どもたちに高校教育を受けさせたいと、保護費の中から積み立てた学資保険金約四十五万円を「収入認定」されたことはどうしても納得できないとはじめた裁判ですが、訴訟をはじめから十一年、中嶋夫妻はすでに死亡、明子さん姉妹は成人し、明子さんは一児の母となっております。

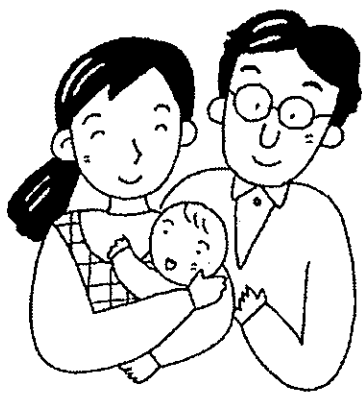
八九年十月の福岡高等裁判所は「生活保護世帯の子どもの高校修学の目的で保護費の一部を学資保険として積み立てることは、生活保護法の主旨、目的に反しない」とし、「いったん支給された保護費の使途は原則自由でなければならぬ」「人間の尊厳にふさわしい生活を送るために、自らの生き方や生活を、自ら決する必要がある」と憲法二五条、二六条にもとづく判決が出されました。

学資保険裁判を支援する会は、福岡高裁の判決の確定を求めるとともに、日本の社会状況のもとでは、「中卒」での就職や社会生活は困難であり、高校・進学率が九六％に達している状況のもとで、

生活保護家庭の子どもたちが安心して高校進学できるように、保護家庭での学資保険を認めるべきであるという立場から、支援の輪を広げてきました。そしてこの問題は、単に生活保護家庭の問題ではなく、深刻な不況のもとで、親の失業や倒産で高校進学や勉学が困難となっている生徒やその家庭にとつても重要な問題となっています。

ご存知のように、個人署名は二十五万名を超え、団体署名は三五八団体の署名が寄せられ、国民の関心が広がっています。冒頭に述べましたが、裁判がはじまってすでに二年、長期にわたる裁判は本人のくらしを不安定なものとし、精神的な負担も多大なものがあります。まさに人権蹂躪となり兼ねない状況といわざるを得ません。一日も早く福岡高裁判決の確定を要請します。

二〇〇二年七月五日
学資保険裁判を支援する会



ホームレス人権保障法こそ必要だ

笹沼弘志(静岡大学助教授・憲法専攻) 民主党、与党よりそれぞれホームレス自立支援策に関する法案が出されているが、今国会で成立の可能性が大となった。両法案はともに「自立の意思がなりながらホームレスとなることを余儀なくされた者」に自立支援策を実施

することを目的としており、若干の細かい相違はあるものの、構成などはほぼ同じものと言つて良い。両者の相違を論ずる時以外、単に法案と呼ぶことにする。

法案の画期的な意義は、まず第一に、ホームレスの人々への住居、医療、就労保障など「自立支援策」を行うべき国の責任を明確にしたことにある。従来、各地の福祉事務所は、「ホームレス」の人々に対して、住居がないほど貧困であるという理由で生活保護から排除してきた。生存権を個人の法的権利として定めた点において世界にも誇りうる日本国憲法と生活保護法が健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障しているにもかかわらず、住居がない者には生活保護を申請させないとか、65歳前で働くことができるからなどという法に反する理由で保護から排除してきたのである。法案は、このようにホームレスの人々を怠け者だなどといって権利保障から排除してきたことが許されず、国が責任をもって生活保護策を実施すべきだという、当事者や支援者たちの声を反映したものだといえよう。

しかし、残念なことに、法案の最大の問題点も、この点にある。すなわち、「ホームレスの人々の人権保障」を明確に目的として掲げることが出来ていないことである。住居がないほど貧困であるというだけで、生活保護や職業紹介などあらゆるサービスから排除され、権利を剥奪されてきたホームレスの人々に対する差別的禁止と平等な人権の保障

こそ、第一に掲げるべきものである。

与党案は「ホームレスの人権に配慮」するとしながら、「地域住民とのあつれき」解消を目的に組み込みつつ、「公共の用に供する施設の適正な利用確保」のためホームレスの人々を排除することを許容するような条文を設けている(11条)。生活に困窮し住居さえ失った人々の住居を国や自治体が保障できていないからこそ、人が寝るのに相応しい場所とはいえない公園や路上で野宿を強いられる人々がいるのであつて、保護義務を有する行政が彼らを野宿場所からさえ追い出すのは憲法や国際人権法に違反する二重三重の違法行為である。従つて、排除条項が盛り込まれたとしても違憲無効となるものである。

法案の第2の問題点は、「自立の意思」を有することがあたかも自立支援策を受ける要件であるかのように記していることである。そもそも、「自立」とは地域社会の中で様々な制度や人々の援助を活用しながら、自己の幸福を自由に追求していくということであつて、単に独力で生活することを意味するものでないことは、現在の福祉行政における常識となつていずるものである。法案は障害者基本法や母子福祉法にならつて「ホームレスの自立への努力」を定めているが、「自立への努力」を義務づけることは、いくら努力しても上手くいかないからこそ福祉

の援助を必要としている人々がいることを理解していないといわざるを得ない。がんばれと言われ益々へたり込んでしまいかねない状態にある人をエンパワメントすることこそが福祉の基本理念である。障害者基本法6条など他の法律からも、法案からも「自立への努力」規定を削除すべきである。

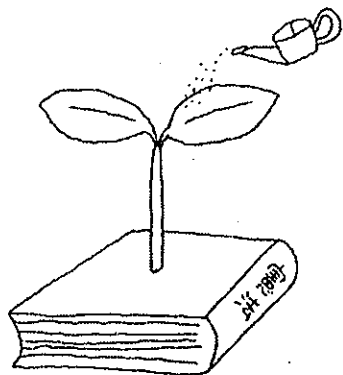
法案は、全体の構成においても障害者基本法を手本としており、自立支援策については具体的に定めず、それらを国の基本方針や都道府県の実行計画にゆだねている。しかし、与党案では、都道府県については必要があると認める場合のみ策定すればよいとされており、多くの自治体が無為無策で責任放棄している現状を正当化しかねない。全ての都道府県に実行計画策定を義務づけるべきである。また、計画策定に当たっては、

当事者への公聴会実施やその他参加の手段を保障すべきである。ところで、なぜそもそも法案が必要なのか。生活保護法など現行法の枠内で十二分にホームレスの人々への生活保障は可能ではないか、生活保護法適用における差別禁止さえ明確にすればよいのだという厳しい批判が当事者や支援者から出されている。ただ、就労の場の保障については新たな法が必要だ。

ホームレスには「自立支援策」による就労自立を、その他の高齢者や傷病者、障害者などには生活保障をというような二重基準を固

定化するものであつてはならない。就労可能で自立の意欲に溢れたホームレスの人々にも、生業扶助による職業訓練など、生活保障を柔軟に活用し、より円滑に就労し得るように支援すべきだ。また、高齢者や障害者であつても、地域の中で働く幸福を追求したいという人々も多い。ホームレスの人々への就労保障を、全ての人に対する働く権利の保障の在り方を見直すきっかけとすべきである。

当事者や支援者の声に突き動かされ、法案が打ち出した「ホームレス自立支援策」をホームレスの人々の人権保障へと更にレベルアップさせ、それを全ての人が健康で文化的な生活基盤の上で自由に自分の幸福を追求する権利の保障へと結びつけていくかどうか法案を活かすための最大の課題である。



札幌生保訴訟の今

弁護士 竹下義樹

1 事案の概要

札幌在住で生活保護を受給中の母子家庭が子どもの健康状態を考へて転居することに。世帯主は、担当ケースワーカーに転居の目的を告げ、了解を得た。仲介業者に転居先を探してもらったところ、希望に

叶うマンションが見つかったが、賃料が58,000円であり保護基準を超えるものであった。世帯主は仲介業者から「保護基準内の家賃で証明書を書いてあげます。他の人もそうしていますよ。」とアドバイスされたので、世帯主はケースワーカーに相談した。ケースワーカーも世帯主の話聞き「基準内の証明書を提出してもらえば結構です」という趣旨の了解を得た。

その結果、世帯主は58,000円の家賃のマンションに転居し、42,000円の基準で算定された敷金や移送費の支給を受けた。ところが、後日になり、ケースワーカーが証明書の家賃額は虚偽であり、不正申告をしたと言いだした。元来敷金は基準額内の家賃のマンションに引越す場合しか支給されず、基準額を超える家賃のマンションに転居した場合には敷金は支給されないと、世帯主に対し敷金及び移送費の返還を求めてきた。そして、これに応じなかった世帯主に対し、福祉事務所は平成11年8月19日付の生活保護法78条に基づき返還命令を、同日被保護者方のドアの郵便受けに投函したと主張する。世帯主はその決定書を2日後に玄関を掃除した際発見した。そして、生権会に相談した上、10月19日に審査請求を札幌市長に提出した。

これに対し、札幌市長は審査請求が決定書の受領から60日を経過した後提出されたとして、門前払い(却下)の決定をしたので、世帯主は平成11年8月19日付の決定の取消と平成12年10月19日付の却下決定の取消等を求めて、平成13年1月5日に札幌地裁に提訴した。

2 本件訴訟は猪狩康代弁護士が担当していたが、6月6日の裁判(弁論準備)から「出前弁護士」竹下が参加することになった。本件は不服申立の段階から生保裁判連の事務局も参加して意見交換を行い、今日に至っていることもあり、3月1日に現地で猪狩弁護士・生権会・生保裁判連事務局で検討会がもたれ、それをきつかけに出しゃばりの竹下が弁護団に参加することになったのである。

3 6月6日の弁論準備
私は、6月5日午後10時すぎにホテルに到着し、10時30分から11時30分に猪狩弁護士と打ち合わせを行った。猪狩弁護士はそれから翌日に提出する予定の書面書きに着手し、半徹夜で完成させ6日午前10時30分の裁判に提出した。猪狩弁護士の土壇場でのエネルギーと能力には敬服するしかない。猪狩弁護士が半徹夜までしなければならなかったのは、私が事前に書くことを約束していた争点整理を書かなかつたからである(誠に申し訳ない)。裁判所の反応は極めて官僚的であり、生活保護法の理解や運用の実態、とりわけ被保護世帯の生活実態にはあまり関心が向いていないように思えた。となれば、理論的とは言えないが、私の出番である。私は喉にできたポリープのためにかすれ気味の声で30分間まくし立てた。78条の立法趣旨と63条との関係、ケースワーカーの事前了解に反する返還命令は信義則違反、敷金の支給に関する実施要領の読み方、本件では基準以上の敷金を受領していないこと、返還命令は敷金と移送費を区別していないこと等々としゃべり続けた。

裁判官は多少あつげにとられた感はあるが、理解を示すまでには至らなかったように思う。しかし、裁判所は本件が厄介な争点を抱えていることは少しは気づいたはず。そして、次回も争点を整理するための手続(弁論準備)が7月15日と決まった。裁判長から竹下に「それだけたくさんしゃべるのであれば、次回は弁論準備で1時間ほどとる必要があるでしょうね。」と一言嫌み。そして、私は啖呵を切った。「遅くとも7月8日までは原告の準備書面を提出します。」と。公言した以上は頑張ります。裁判所に本件の問題点を理解し、勝訴に結びつけるために。



厚生労働省の毎月収入申告「強要」について

生活保護裁判連絡会事務局
1. 問題の所在

(1) 一方的な通知の新設
厚生労働省は、「被保護者の稼働能

力の確な把握とそれにもとづき、社会援護局長通知第10-1訪問調査を改正し、定期訪問(家庭訪問)に「1年に2回以上訪問すること」として、2002年度の実施要領改正をおこなうとともに、「と」とした。また、「収入等の調査のため2002年3月29日には社会援護局長通知「就労可能な被保護者の就労・求職状況の把握について」(社援発第0329024号)を出した。実施要領の課長通知と、この社会援護局長通知は法定受託事務の処理基準とされている。あわせて、同じく3月29日付で社会援護局長は「生活保護法施行事務監査の実施について」の一部改正について(社援発第0329013号)なして、毎日どのように求職活動をおこなったかを記入させる求職活動報告書を上記通知を貫徹する意思を表明している。

まず、実施要領改正については、「第7 収入の認定」の章で、事務次官通知や社会援護局長通知については変更せず、収入申告(丁寧にも指示の期限について「目安告に関する保護課長通知(問第6の55)を変更した。具体的には、「就労に伴う収入がある場合には3カ月ごと」とされていたものを、「実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月」収入の申告を(2) 厚生労働省の説明

させること、と改正した。(それ以外のものについての「少なくとも12カ月ごと」は変更せず。)また、収入認定に関する通等の改正の趣旨について説明している。知は触らなかつた。なお、今回の「毎月申告」との関係は不明であるが、「第10 訪問調査等」の「生活保護法第四条において、『利用する資産、能力その他あらゆるものを』を

活用することが規定されており、就労可能な被保護者は、稼働能力の十分な活用を図ることが求められる。保護の実施機関は、これらの者の収入及び就労状況を的確に把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導をおこなう必要がある。

このような観点から、就労可能な被保護者に対し、就労状況及び求職状況の申告を毎月求めることとし、社会援護局長通知と保護の実施要領の改正をおこなった、というものである。2、本来の法律上の位置づけは？

生活保護法は、被保護者の権利及び義務として、

「第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

明文上明らかかなように、被保護者の収入申告義務は「収入について・変動があったとき」にのみ生じるものである。

生活保護法解釈のバイブルである『生活保護法の解釈と運用』（厚生省社会局保護課長（当時） 小山進次郎著、中央社会福祉協議会）によれば、法第61条を規定した趣旨は「実施機関は、保護の適正な運営を図るため、法第25条第2項、第28条並びに第29条の規定により、常に、被保護者の状況を調査し、知悉しておかなければならないが、然し、極めて多数に上る被保護者の複雑にして変化の激しい状況を関係当局の調査だけで把握することは到底困難であるので、被保護者の

側からも自発的に所要事項の届け出をさせ、両々相俟って保護の実施機関の保護の決定及び実施を円滑ならしめようとしたものである。」としている。

また、届け出は書面に限らず、口頭でもよいとしている。さらに、施設に収容されている被保護者については、法第48条により保護施設の長が、保護の変更、停止又は廃止を必要とする場合に申告義務を負うため「本条の義務は阻却されていると解してよいであろう。」とまでいっている。

なお、法文上わかりにくい収入、支出以外の「その他生計の状況」とは、「将来生計に変動を及ぼすであろうところの事象、例えば、世帯員の入学、就職、失職、病気等将来の収支に影響すべき事項をいう。」としている。

3、批判と提言
(1) 行政はいつから立法権を持つことになった？

このように、一方的に煩雑な申告義務を被保護者に課すのは、典型的な手続的権利の侵害、すなわち、いたずらに手続きを煩雑・嚴重にして実体的権利への接近を拒むものであり、国民の正当な権利行使を妨げるものとして許されるものではない。

また、法律改正によらず、一片の通知を持って権利を後退させることは言語道断である。厚生労働省は本改正をもって法第六十一条を実質的に改正したことになる。「生活と福祉」誌での厚生労働省の趣旨説明は、法第六十一条には一切触れず、申告義務の強化の根拠規定として法第四条をあげているが、補足性の原則を強

調すれば、法律に規定しないかよ面、高校卒業者にも技能修得費をうな義務も行政の一片の通知で国民に課せる、というのは前近代的感觉を発するなど改善を図るべきである。小学校にさかのぼって、各自治体においては、都道府県憲法の人権規定と、立法と司法と行政の関係を学習し直すべきである。無視すると決めたり、当面様子見まして、法律上のなんの義務もない申告を強要し、これに従わないからと文書指示をおこなって法第62条で廃止を検討するのは論外である。

(2) 現場への極めて大きな悪影響
不況等による国民生活の悪化に
よって生活保護申請が急増している
もである。
現在、現場のケースワーカーにこの
ような繁雑な事務を新たに課すこと
は、困窮者の救済に迅速にあたるこ
とを困難にするもので、その面から
も国民の権利擁護に逆行するもので
ある。

さらに、実際上の効果として、稼働年齢層の排除が今以上に進むことが危惧される。

(3) 即座に撤回を
このような法律に逸脱する実施要
領の改悪及び意味不明の通知は即刻
撤回されるしかない。家具什器の支
給制限を定めた別冊問答集改正が、
国会や現場の批判でわずか1カ月も
もたずに再改正されたように。

(4) 現場におけるとりくみの提言
この不況下、高失業率下において、
真に被保護者の労働権を保障し、
扶助の抜本改正など、被保護者に現
実的に働く場を提供できるような援助
施策の充実こそが必要である。当

